

平成 28 年度 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請者募集要項

平成 28 年 12 月
社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

茨城県内の介護福祉士の確保を図り、福祉の増進に資するため、介護福祉士実務者研修施設（以下「養成施設等」という。）の在籍者で平成 29 年 3 月 31 日までに介護福祉士実務者研修を修了する方を対象に介護福祉士実務者研修受講資金を貸付ける制度です。

平成 28 年度の介護福祉士実務者研修受講資金の貸付けを申請する方を次のとおり募集します。

1 募集期間 平成 28 年 12 月 19 日（月）から 3 月 3 日（金）

※上記募集期間は養成施設等から茨城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）への申請書類提出期間です。

※申請者は、在籍する養成施設等を通して申請してください。

※養成施設等によって受付の窓口、期間等が異なりますので、必ずご確認ください。

2 貸付対象者

養成施設等に在籍（又は入学手続きが済んでいる）し、次の（１）から（４）の全てを満たす方

（１）次の①から③のいずれかを満たしている

①県内に住民登録している

②県内の養成施設等に在籍し、平成 29 年 3 月 31 日までに研修が修了する

③養成施設等の学生となった年度の前年度に茨城県に住民登録していて養成施設等での修学のために県外に転居した

（２）実務者研修受講修了までに、介護福祉士国家試験の受験資格として認められている介護等の業務に 3 年以上従事した

（３）他県等が実施している同種の修学資金を借受けしていない

（４）卒業（修了）後、介護福祉士として登録し、継続して 2 年以上県内の社会福祉施設等で介護業務に従事する意思を有する

3 貸付金額（無利子）

介護福祉士実務者研修受講資金 20 万円以内 （1 人 1 回限り）

4 申請方法

申請は、養成施設等を通して行ってください。

- (1) 申請をしようとする方は、各自の状況に応じて別表「申請に必要な書類」1から3に掲げた必要な書類を揃えて養成施設等に提出してください。
- (2) 養成施設等において、申請者に係る別表4の「推薦書」（第4号様式）を作成し、申請者から提出された（1）の書類とあわせて応募期間内に県社協へ提出してください。

[別 表]

	番号	提出書類	様式等	留意事項等
申請 に 必 要 な 書 類	1	介護福祉士実務者研修 受講資金貸付申請書	第2号様式	・介護福祉士実務者研修受講資金希望者が自筆 で作成してください。 ・連帯保証人欄は連帯保証人が自筆で記入し、 実印で押印してください。連帯保証人の所得 証明書類、印鑑登録証明書（3ヶ月以内に発 行されたもの）を添付してください。 ※連帯保証人が1名必要です。（連帯保証人の要 件は次のとおり） ア 独立の生計を営む成年 イ 申請者が未成年の場合は法定代理人で あること
	2	住民票	—	・世帯全員の住民票謄本（3ヶ月以内に発行さ れた世帯主・続柄記載のあるもの） ※ <u>マイナンバー及び本籍地の記載は不要</u>
	3	課税証明書等	—	・平成28年度市町村県民税課税証明書（3ヶ月 以内に発行された所得の種類・額、市町村県 民税状況、扶養親族の数、各種控除が明示さ れた個人用のもの） ・住民票に記載のある18歳以上の者全員分を提 出してください。
	4	推薦書	第4号様式	・養成施設等において作成してください。

5 貸付の決定

- (1) 提出された申請書類等を茨城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）で審査のうえ、受講資金貸付けの適否を決定し、結果をお知らせします。
- (2) 貸付決定通知とともに、修学資金借用証書、振込口座申込書等の書類を郵送します。定められた期間に、それぞれの書類を作成のうえ県社協へ提出してください。
- (3) 貸付決定となった方は、下記の日程で貸付制度の説明会を実施しますので、必ず参加してください。

平成29年1月16日（月）、1月20日（金）…1月貸付決定の方

2月14日（火）、2月17日（金）…2月貸付決定の方

3月16日（水）…3月貸付決定の方

※会場はいずれも茨城県総合福祉会館（水戸市千波町1918番地）で行います。

6 貸付金の交付

修学資金借用証書、振込口座申込書を提出した方に、貸付金を交付します。

7 貸付金の返還免除

貸付を受けた方は、養成施設等を卒業(修了)した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、茨城県内の社会福祉施設等において引き続き2年間介護等の業務に従事した場合、貸付金の返還が免除されます。

8 貸付金の返還について

介護福祉士の資格登録ができなかったときや介護福祉士として2年間業務に従事できなかったときは、貸付金を返還していただきます。1年以内に(返還開始が猶予されたときは、この期間と猶予された期間を合算した期間内)月賦、半年賦の均等払又は、一括払の方法により返還してください。

9 お問い合わせ及び書類の提出先

茨城県社会福祉協議会 福祉人材・研修部 (人材自立育成担当)

(所在地) 〒310-8586 茨城県水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館3階

(電話番号) 029-350-8366 (平日午前9時から12時、午後1時から5時まで)